

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p>(以下まで省略)</p> <p><u>委託保証金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引を行うにあたっては、別紙 2「信用取引に係る手数料及び諸費用」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。 委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、<u>別紙 1</u>「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。 <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 <u>平成 30 年 7 月 6 日 改訂</u></p>	<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p>(以下まで省略)</p> <p><u>委託保証金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引を行うにあたっては、別紙 2「信用取引に係る手数料及び諸費用」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。 委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、<u>別紙</u>「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。 <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂</p>